

平成 30 年 7 月 25 日

各位

ファイブスター投信投資顧問株式会社

**集団訴訟の和解金の申請について**  
(ユナイテッド・マルチ・マネージャー・ファンド 1 (愛称 フルーツ王国))

弊社ファンド「ユナイテッド・マルチ・マネージャー・ファンド 1 (愛称 フルーツ王国)」において過去に行われた取引が、下記の集団訴訟事案に該当するため、和解金申請をいたしました。

これにより、和解金の一部が当該ファンドに分配される可能性があります。

ただし、和解金の分配について、当該ファンドにおける受領の可否・時期・金額等に関しては最終的には現地裁判所の判断によるものであり、和解金の受領が確定しているものではありません。和解金を受領した場合、小切手等の取立手数料がかかります。当該ファンドでの受領額は、手数料を差引いた金額となり、手数料が分配額を上回った場合には、放棄されます。

各事案の詳細につきましては、下記 URL をご参照ください。

## 記

## 事案 1

&lt; 案件名 &gt;

**ALASKA ELECTRICAL PENSION FUND VS. BANK OF AMERICA, N.A(ISDAfix)**

&lt; 訴訟事由 &gt;

米国シャーマン法に反し、共謀して金利デリバティブ市場で使用される世界的ベンチマーク指数である米ドルの「ISDAFIX」を操作したことにより、ISDAFIX 関連金融商品市場に影響を及ぼす反競争的行為を行ったとするもの。

&lt; URL &gt;

英文 <https://www.isdafixantitrustsettlement.com/>和文 [https://www.isdafixantitrustsettlement.com/Content/Documents/Notices/Notice\\_JA.pdf](https://www.isdafixantitrustsettlement.com/Content/Documents/Notices/Notice_JA.pdf)

## 事案 2

&lt; 案件名 &gt;

**EURIBOR SETTLEMENT**

&lt; 訴訟事由 &gt;

米国シャーマン法に反し、共謀して金利デリバティブ市場で使用される世界的ベンチマーク指数である「EURIBOR」を操作したことにより、EURIBOR 関連金融商品市場に影響を及ぼす反競争的行為を行ったとするもの。

&lt; URL &gt;

英文 <http://www.euriborsettlement.com/>

以上